

令和7年度 くるめ南部商品券（紙）取扱要綱

1. 商品券の発行者、発売日

久留米南部商工会が、令和7年7月18日（金）より発売します。

2. 商品券金額

1セット（額面1,000円券を12枚）12,000円相当を10,000円で販売。

1セット（額面500円券を12枚）6,000円相当を5,000円で販売。

上記、2種類を販売します。販売総額は1.5億円です。（発行総額：1億8千万円）
1,000円券、500円券の割合。

1,000円券：13,000冊、総額1億3千万円 500円券：4,000冊、総額2,000千万円。

3. 購入限度額

1人あたり10万円を購入限度とします。

4. 商品券の使用期間

令和7年7月18日（金）～ 令和8年1月17日（土）（6ヶ月）

5. 利用可能店舗

久留米南部商工会会員で、取扱店登録を行った事業所でご利用いただけます。

但し、事業所の所在地は、久留米市内及び久留米市近隣の市町村（福岡県内）に限ります。また、大規模小売店及び本社を久留米市外に置くチェーン店等は除きます。

6. 商品券取扱店の表示

・「くるめ南部商品券取扱店」の幟旗（紅白二色刷り）及びステッカーにより、表示していただきます。（商品券の使用期限が終了しましたら旗等の掲示を終了してください）

・取扱店一覧はチラシの裏面に掲載しません。WEBの一覧表に掲載致します。

7. 商品券の販売方法

ハガキによる事前申し込みです。申込者多数の場合は、抽選を行います。

申込期間は、6月2日（月）～6月18日（水）「当日消印有効」です

当選者には、商工会から「購入引換券」を7月7日頃発送します。

8. 商品券の販売場所

久留米南部商工会の窓口で販売します。引換期間内に、購入引換券と現金をご持参ください。

引換期間は、7月18日（金）～7月20日（日）です。（土日でも販売します）

引換時間は、いずれも午前9時から午後4時までです。

9. 商品券の換金方法

- (1) 商工会にて換金し、小切手を発行します。
- (2) 額面の0.2%の換金手数料をご負担頂きます。（手数料差引後の金額の小切手を発行します。また、換金手数料の領収書も発行します）
- (3) 換金する商品券の裏面に取扱店名を記入して、商工会に提出して下さい。
（但し、額面ごとに区分し50枚毎にまとめていただいた場合は、1番上の商品券のみに取扱店の記入等お願いします。）
- (4) 換金日は、毎週月曜日・水曜日の9時から15時です。

※令和7年度より12時～13時は昼休みとし換金を行わない。

※月曜日、水曜日が祝日の場合は換金を行わない。

- (5) 1事業所の1日あたりの換金の上限はなし。
- (6) 換金が早く行えるよう、1,000円券と500円券は、混ぜずに額面ごとに区分し、
「くるめ南部商品券換金請求書」に記載して、商工会に提出してください。
- (7) 令和7年7月23日（水）～令和8年2月4日（水）まで（期限の厳守をお願いします）

<注意点>

- ・他の商工団体（商工会議所、商工会等）が発行する商品券の換金は出来ません。
当会発行の「くるめ南部商品券」のみの換金となります。
- ・過去に発行した過年度分商品券の換金は出来ません。

10. 未使用商品券・換金期限後の取り扱い

- (1) 未使用商品券の買戻しは致しません。
- (2) **2月4日の換金×切後の換金は、一切応じませんのでご注意下さい。**

11. サンキューシール会のスタンプ・シールとの関係

サンキューシール会加盟店では「くるめ南部商品券」での買い物については、ポイントまたはシールの発行をお願いします。

1 2. その他

- (1) 商品券による支払いに際しては、原則つり銭は支払わない。
- (2) 商工会印、発行番号（6桁の連番）のない商品券は無効です。
- (3) 商品券の盗難、紛失等に対して、発行者はその責を負いません。
- (4) 事業用資産の購入、業務用の仕入・買掛金・手形決済等には、ご利用になれません。
- (5) 換金性の高いもの（他商品券・切手・はがき・印紙・プリペイドカード等）やギャンブル性の高いサービスには、ご利用になれません。
- (6) 資産性の高い高額商品（土地・建物・自動車等）及び金融商品（株券・保険・宝くじ等）には、ご利用になれません。 但し、自動車に限り商工会に「転売禁止誓約書」を提出することでご利用いただけます。
- (7) 商品券を利用しての、たばこの購入は禁止されています。
(たばこ事業法第 36 条第 1 項において小売定価以外による販売禁止)
- (8) 保険診療及び予防接種や不妊治療等の医療サービスには、ご利用になれません。
- (9) 国、地方公共団体等への支払い、公共料金等（市指定ゴミ袋含む）には、ご利用になれません。上記のほか、法定費用や商品券の利用期間外も継続して支払いが発生する料金などの支払に対して商品券を利用することは、新たな消費喚起を目的とする本事業の目的に馴染まないため、お控えください。
- (10) **第三者への転売・譲渡、および換金は禁止します。**
- (11) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともに、速やかに本会に申し出て下さい。
- (12) **不正行為防止のため、取扱店に対し、必要に応じて販売実績に関する資料等の提出をお願いすることがありますので、ご協力下さい。**
- (13) **自らが購入した商品券を未使用のまま換金する行為等の不正行為が発覚した場合、久留米南部商工会は当該取扱店の登録を取り消すことができるものとし、悪質な場合は当該取扱店に対し、損害賠償等の法的措置を行うものとし、**

1 3. アンケートの提出について（ご注意）

商品券発行に係る取扱店アンケートを必ずご提出下さい。
提出のない場合は、来年度実施される商品券の取扱店に登録が出来ません。

1 4. 久留米南部商品券（通称：商工会商品券、椿商品券）について

令和5年度より、廃止になりました。